

平成 30 年度出雲市景観審議会議事録（抜粋）

開催日時 平成 31 年(2019) 3 月 19 日(火) 15:00～17:00

(3) 議事（発言要旨）

○出雲市景観計画（抜粋版）で、島根県立大学出雲キャンパス周辺景観形成地域の景観形成基準を説明（建築住宅課）

出雲市公共事業等景観形成指針を説明（建築住宅課）

【和田会長】

- ・新体育館基本計画の検討において、スポーツの種別によってはある程度の高さの確保が必要となるが、景観形成地域では高さの規制がある。これをどう考えていくかがポイントになる。
- ・この景観形成地域の景観形成の基本目標は、「北山を背景とした出雲らしい田園風景と調和した新しいまちづくり」となっている。

○文化スポーツ課からイメージ図等を説明（文化スポーツ課）

- ・メインアリーナ等の天井高について、バレーボールの公式コートを確保するため、12.5m程度を考えている。現在この考えのもと、施設のゾーニングや断面検討を行っている中で、メインアリーナ等の天井高12.5mを確保しようとした場合、新体育館の高さが、この地域の景観形成基準をいくらか超える可能性があることが分かった。
- ・この地域における景観形成基準については、島根県立大学の立地を契機に、地元「景観形成検討委員会」が立ち上げられ、地域の指定、基本目標、景観形成基準等が審議され、市と地元の合意のもと定められたものである。
こうしたことから、3月14日に地元である鳶巣・川跡地区に出かけ、各自治協会等役員の方々に説明し、新体育館の高さが15mを超えることについて意見を伺った。この地域の景観形成基準の高さ15mを超えても、北山を背景とした、出雲らしい田園風景と調和したデザインとして欲しい、という意見であった。
- ・この地域における景観形成基準に、敷地の地盤高は、原則として前面道路から1.5m以下とすることとあるが、昨年ハザードマップの見直しがあり、浸水深が変わった。建設予定地周辺は以前の基準では1.5mであったものが、新しい基準では2.0m程度になっているので、新体育館は2.0m程度の造成を考えている。

【和田会長】

- ・文化スポーツ課から、今までの経緯についての説明と、地元にも説明して了解をいただいているとの説明があった。
- ・示されたものはあくまでイメージのため、具体的にどういう建物になるかは今後いろいろな意見を聞いて、具体的な基本設計、実施設計において決まることになる。

【櫻副会長】

- ・ハザードマップの関係で浸水深が1.5mから2.0mに変更になったとのことであったが、県立大学が従来の1.5m、新体育館が2.0mとなるとすると、段差が生じるのではないかと。県立大学もおそらく避難所的要素を持っていると思うが、同じ避難所で段差があるというのはおかしいのではないかと。どのように整合性をとるのか。
- ・パース図は新体育館単体では、不十分。今回の件は、周辺統一的な形成という面で見えていかねばならない。少なくとも県立大学と新体育館のパーツを並べて、南側道路から見た県立大学と新体育館のバランスや、北山の見え方が重要である。並びのパースを出していただいてから、審議すべき。

【文化スポーツ課】

- ・浸水深の高さについては、県立大学が建設された時には1.5mで十分とされていたと思うが、昨年6月頃に新たなハザードマップができる中で、想定最大という基準が出てきたため、それに対応する形で2.0mとなった。
- ・体育館の少なくとも入口部分については、浸水しないように2.0mの高さがないといけないと思っているが、極端に大きく要塞のようなものができるのではなく、道路高を見ながらのなだらかな形での造成となろう。敷地全体が全て2.0mの高さになるかという点、これもまだはっきり決まっていない。現段階では、これ以上のことは言えない。

【山田委員】

- ・2つの建物を並べた時に、立つ位置によってどのように見えるかということが気になった。南から見た時に2つの建物が並んだという視点もあるが、東から見た時に現在の県立大学のすばらしい建物がどう見えるかというのも気になる点だ。
- ・新体育館建設に伴い周辺の道路が変わるということはないのか。

【文化スポーツ課】

- ・現在作成しているパースは、川跡駅から見た時のもので、県立大学と新体育館が並んだものである。東からのものが必要ということであれば、今後パース作成も考えていきたい。

- ・周辺の道路については、新たに都市計画道路を作るようなことは考えていないが、体育館への出入等を含めて改良が必要ということであれば、道路担当部局と協議し、今後、考えていかねばならない。

【平田委員】

- ・広々とした田園風景が広がっている出雲らしい場所に建設されることになるが、周辺住民が高さの基準を超えても、景観にマッチしていれば良いと了解しているのであれば、地盤高、建物の高さ等にあまりこだわらず、景観を考慮して、周辺とマッチしたものにしてもらいたい。

【榎野委員】

- ・高さについては、あまりこだわらない方が良いのではないかと考えている。
- ・2つの屋根形態の案が示されたが、勾配屋根がマッチするのではないか。
- ・松江市の体育館も同じようなデザインになっていると思う。松江市はグレーを基調とした色相になっている。景観色にもいろいろある。県立大学出雲キャンパスと統一した色を使っていくのが良いと思う。

【高野委員】

- ・建物が高くなるといっても飛び抜けて高くなることはないと思うので、マッチ箱形式よりは勾配屋根が良いのではないかと感じた。
- ・四角い屋根にすると水漏れの原因にもなると思う。
- ・県立大学と調和の取れたものになってもらいたい。

【原委員】

- ・災害時の避難所という役割は当然果たしてもらいたいと思うが、そのためには新しいハザードマップで示された2.0mは守っていくことが必要。
- ・ただし、周りよりもあまりにも高すぎるとそこへ行く道路も全面的に上げていかなければならないという面もある。そのあたりの工夫や研究が必要となる。

【和田会長】

- ・県立大学の建物が非常にすばらしいとの意見が出ている。新体育館は、県立大学の建物とうまくマッチする建物とすべき。
- ・建物の高さはあまり問題とならないとの意見が出ているが、それでよろしいか。

～委員了解～

新体育館の高さが問題となっているが、これは基準の中の一つであって、今回の場合はむしろ地域全体の景観を重視し、周辺の建物、特に県立大学の建物とマッチした、出雲らしいものとすべき。

- ・出雲市公共事業等景観形成指針の中にも、地域の文化を反映した地域のランドマークとなるもの、とある。これが今後重要となると思われる。
- ・地域の景観保全、出雲らしい景観を表すにはどうしたら良いか。体育館ならばこうした方が良いという、具体的な意見があればお聞きしたい。

【榎野委員】

- ・県立大学キャンパスが良い景観となっているのは、エントランスのところにたくさん樹木が植栽されているからである。緑の中に建物があるイメージになっている。
- ・道路沿いには「南京ハゼ」が植栽されている。
- ・樹木の中に建物があるというような、そういう景観にしたら良いのではないか。

【山田委員】

- ・和風の建物が良いという印象を受けた。
松江市と同じようなものでは芸がない。何か1つ出雲らしいアクセントをつけた和風の建物にするのが良いのではないか。

【持田委員】

- ・高齢者でも利活用ができるよう、十分に考慮した建物にしてもらいたい。

【平田委員】

- ・植栽を行い緑の中で安らぎを感じるような空間をつくってもらいたい。
そうすればスポーツをしない者でも行ってみようという場所になるのではないか。
- ・景観上、電線はない方がよい。電柱の地中化等は考えているか。

【和田会長】

- ・建設予定地近くには、鉄塔・高圧電線があるため、新体育館も北側に寄せて検討されている。

【文化スポーツ課】

- ・中電の鉄塔が近くにあり、体育館の上は通らないが駐車場の上は電線が通る計画になっている。
- ・電線等はないに越したことはないが、中電との協議が必要。
- ・鉄塔が気にならないような、出雲らしさを醸し出すようなデザインを考えていく必要があると思う。

【市民文化部長】

- ・新体育館建設にあたっては、この地域の景観形成基準の建物の高さ15mを超える可能性が高くなったため、今回景観審議会の意見を求めたところである。
- ・建設予定地で体育館の建設をすることになれば、建物のデザイン等はもちろんであるが、周辺地域のまちづくりを含めて考え、やれるものからやっていくような考え方が必要だと思っている。

【原委員】

- ・個人的には、敷地全体を盛ってその中に体育館を建設するような案を持っていたが、建築経費がかかりすぎて困難であろう。
光熱費が安く済み、地域のランドマーク的存在になるのではと思っていたが。

- ・駐車場の占める割合が大きくなるので、駐車場全体を盛り上げ、中に駐車スペースをとり、表面はグリーンガラスで覆うような考え方もできる。
- ・体育館の機能だけでなく、人が集まる、みんなが使える場所となるよう考えてみてはどうか。ミニ図書館とか、マーケットを設置する等。

【高野委員】

- ・出雲と言えば出雲大社というのが、誰もが想像するところではないか。出雲市駅、市役所庁舎、JA庁舎のように、出雲らしさを出すような配慮を考えてはどうか。
- ・地盤の嵩上げをするのであれば、バリアフリーについても考慮していただきたい。

【櫻副会長】

- ・建物が大規模になるので、出雲らしさといっても難しいところがある。
- ・全体的に何mにするというのではなく、高さが必要な部分だけ嵩上げし、そうでない部分は高さを抑えるような、構造面での検討をしていただきたい。そうすれば屋根の変化も出てくる。
- ・地場産の活用に努めていただきたい。
- ・駐車場が大きなスペースを占めるので、何らかの景観上の配慮が必要。
- ・交通アクセスが問題となるので、現状道路の改善が必要。
- ・防災面でも全体的に見直しをしていただき、安全な施設となるよう考慮すべき。

【和田会長】

- ・大体意見をいただいた。
- ・高さの基準はあるが、それにこだわりすぎない。むしろ建物としては、地域のランドマークになりうるもの、誰もが親しみを持って行ける施設を目指すべき。それが出雲らしさになっていくのではないか。
- ・植栽についても十分に取り。
- ・鉄塔についてはないに越したことはないが、中電との協議により、デザイン的な考慮を求めるのも考え方である。
- ・この地域に新体育館を建設することは問題ない。建設するのであれば、この地域に合ったふさわしい、使いやすい、高齢者にも配慮した、住民が気軽に行ける建物としてもらいたい。

令和元年度出雲市景観審議会議事録（抜粋）

開催日時 令和2年(2021)3月4日(水) 14:00～16:00

○新体育館建設に関するこれまでの経過及び今後のスケジュール

[事務局]

昨年3月19日の景観審議会で、文化スポーツ課から新体育館が県立大学出雲キャンパス周辺景観形成地域に建設予定であり、建物の高さ及び地盤高が基準を超える計画であることを実施設計前の概要版で説明があった。

それに対し委員の意見は、「パースが不十分」「県立大学と並んだパースが見たい」「周辺とマッチしたものにしてほしい」「勾配屋根が良い」「出雲らしい建物にしてほしい」などが出た。

まとめとしては「高さの制限はあるが、それにこだわりすぎず、地域のランドマークになるような施設にすべき」となった。

※質疑、意見等

[和田会長]

審議会ではあの場所に建てることはやぶさかではないということになった。出雲市でも議論され議会も通っている。

景観審議会で今後出てくる計画図について説明を受けるとのこと。

[櫻副会長]

造成工事の前には建物の概要図面ができていて、それを見ればよいということか。

[事務局]

その段階ではまだ建物を作る業者は決まっていないかもしれない。ただし、2メートルを超える造成なので、道路と敷地との関係に係る景観についての評価を審議会でする必要があると考えている。

[櫻副会長]

令和4年の審議会では建物の図面を出されるか。

[事務局]

この時には建物自体の実施設計が終わった段階の、意見のあったいろいろな方向からのパースを揃えて説明を受けることになる。

[櫻副会長]

景観審議会は、田園風景と北山との調和、県立大学との統一感あるまちなみがどうなるのか、早い段階でイメージ図を見せてもらい、審議する必要があると考える。

[事務局]

実施設計をもとにパースを作るため、最初のイメージ図は実施設計によって変わることがあるので、実際にできる建物に近いほうが良いと考えている。

[櫻副会長]

実施設計後のガチガチのものでは修正もなにもきかないと思う。今回は地元の川跡・鳶巣地区の住民の意見を反映させないといけない。若干変わるとしてもイメージ図を見せてもらったほうがいい。

[事務局]

意見をいただいたので、担当課と協議をして、実施設計前に説明したほうがいいか調整させていただく。意見が反映できるような時期に審議会を開催したい。

[櫻副会長]

了解した。

[高野委員]

ここは景観について審議する場だが、体育館には避難場所としての機能もあり、新体育館は、備蓄や長期間でも安心して避難生活ができるようなものにしてほしい。

[事務局]

担当課の説明では、地盤をあげるのは水害が起こっても大丈夫なようにするためであり、景観審議会でも景観のためにそれを無視してもいいとは言っていないので、災害にも対応できる施設になるのではないか。

[和田会長]

P F Iは従来の契約とは違い、市の直営ではなくて民間が運営することだが、今後どういうふうに進んでいくか説明してほしい。

[事務局]

出雲市では初めての試み。建物を建てるだけでなく、15年間の維持管理、運営を含めて契約する。大規模な改修は所有者（市）がやるが、普段の維持管理は受託者がする。そのため法的なことを含め仕様書をつくり慎重に契約しなくてはならない。先般その仕様書を作成するために、アドバイザー業務の委託業者が決まったところだ。これまでと違うやり方なのでスケジュールが分かりにくく調整が難しいが、担当課へはきちんと審議会で説明するようにお願いする。

3 島根県立大学出雲キャンパス周辺景観形成地域

3-1 区域

1) 景観特性

島根県立大学出雲キャンパス周辺には、水田が広がり北山を背景とした出雲平野の田園風景がみられる。



2) 区域

西側は市道今市川跡日下線、東側は市道鳶巣 46 号線、北側は市道鳶巣 4 号線、南側は川跡駅を含め市道東林木平野線（産業道路）を境とする範囲。（面積約 55ha）

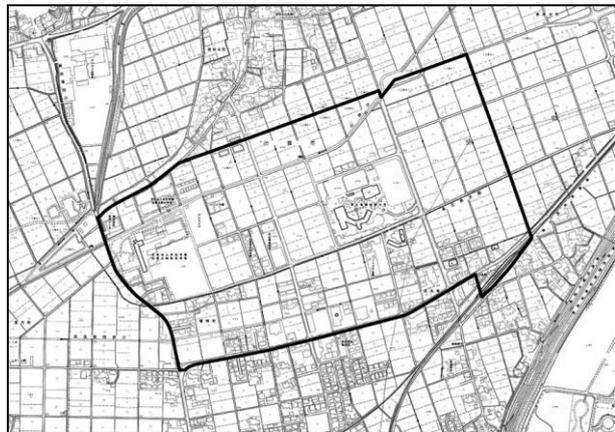


図 島根県立大学出雲キャンパス周辺景観形成地域

3-2 良好な景観の形成に関する事項

1) 景観形成の基本目標

「北山を背景とした出雲らしい田園風景と調和した新しいまちづくり」

豊かな自然景観要素や人文景観要素を生かしながら、周囲の景観と調和したまちづくりを引き続き行い、地域が持つ豊かな景観の保全への取組を推進する。

2) 景観形成の基本方針

●背景の北山と調和するまちなみづくり

◇北山を背景とした出雲らしい景観は、住民の心と力で守ってきたものである。美しい景観は住む人の心を写し出している。島根県立大学出雲キャンパスの立地を契機として地区の活性化を図るとともに、北山を背景とした田園が広がる美しい景観に調和したまちなみへ誘導するためのマナーやルールを守っていく。

●皆が助け合う健康と福祉のまちづくり

◇皆がお互いに助け合いながら、健康で楽しく過ごすことのできる地域コミュニティは地域福祉の原点である。健全な地域コミュニティの形成を図り、子供からお年寄りまで健康で楽しく過ごせるまちを創っていく。

●住民がつくる暮らしやすい豊かなまちづくり

◇住民のたゆみない努力によって守られてきた美しい自然や貴重な歴史的遺産を保全或いは活用し、安全で快適に住むことのできる環境を整備し、次の時代を担う子供たちが、愛着と誇りを持てる暮らしやすい豊かなまちを皆で創っていく。

3) その他、景観の形成に関する方針

●建築物に係わる景観の形成に関する方針

- ◇背景となる北山や周囲の農村景観との調和を図る。
- ◇建築物は、統一感のあるまちなみを形成するよう配慮する。
- ◇島根県立大学出雲キャンパスより高い建物は、原則として禁止する。

●工作物、広告物に係わる景観の形成に関する方針

- ◇工作物は出来るだけまちなみや建物など、周囲の景観との調和を図る。
- ◇自家用屋外広告物の設置は、デザイン、色彩などを考慮し、まちなみとの調和を図る。
- ◇自家用広告物以外の屋外広告物は、原則的に禁止する。

●その他

- ◇污水处理施設の整備により、河川・水路の浄化、美化を図る。
- ◇敷地の緑化を図る。
- ◇良好な生活環境を阻害するような土地利用は避ける。

3-3 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

島根県立大学出雲キャンパス周辺景観形成地域の景観形成基準を示す。

表 景観形成基準

行為	事項	景観形成基準
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	位置規模	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の外壁は、道路境界線から2m以上、他の敷地からは1m以上後退させること。ただし、市道川跡蔭線に面する外壁は、道路境界から3m以上後退させること。なお、物置等の附属建築物で軒の高さが2.5m以下で、かつ、その床面積の合計が20㎡以下のものは、この限りではない。 建築面積は、敷地面積の10分の6を超えないこと。 建物の高さは、原則として15m以下とすること。
	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の屋根は、原則として勾配屋根とし、瓦及びこれらに準ずるものとする。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> 原則として次に掲げるとおりとし、全体としての調和を図ること。 <ul style="list-style-type: none"> ア. 屋根・・・黒、茶(来待色)又はこれらの周辺色 イ. 外壁・・・原色は避ける。 このほか、別途色彩基準(P.28)の基準による。
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> 道路に面する垣、柵の構造は、生け垣とし、これらにかかる基礎部分の高さは道路面から0.5m以下とすること。ただし、門柱及び意匠上これに付属する部分はこの限りではない。 住宅以外の用途に供するもので、その敷地面積が1,000㎡を超えるものは、北側及び西側に築地松あるいはこれに準ずる緑化措置を図ること。
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	位置規模	<ul style="list-style-type: none"> 行為地が優れた景観資源に近接する場合は、その保全に配慮した位置・規模とすること。 行為地が主要幹線道路に接する場合は、できる限り後退した位置とすること。 主要な展望地からの眺望を著しく妨げることのないよう配慮すること。 行為地内に複数の建築物、工作物及び屋外駐車場等を設ける場合には、施設間の調和に配慮すること。
	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> 周辺景観との調和に配慮し、全体としてまとまりのあるすっきりとした形態・意匠を工夫すること。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> けばけばしい色彩を避け、落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観との調和に配慮すること。 このほか、別途色彩基準(P.28)の基準による。
	素材	<ul style="list-style-type: none"> 地域の優れた景観を特徴づける素材の活用に配慮すること。 材質はできる限り耐久性に優れ、維持管理の容易なものとする。
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内はできる限り緑化するとともに、敷地内の境界を囲う場合には、生け垣等の植栽に努めること。 樹姿又は樹勢が優れた既存の樹木がある場合には、修景に生かすよう配慮すること。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 自家用広告物以外の屋外広告物は原則として設けないこと。 電柱・街路灯等を利用した屋外広告物は設けないこと。 	
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他物件の堆積	集積、貯蔵の方法	<ul style="list-style-type: none"> 主要な展望地及び道路等の公共用地からできる限り見えない方法を工夫すること。 適切な集積又は貯蔵に努めること。
	遮へい	<ul style="list-style-type: none"> 敷地外からの出入口は、できる限り限定すること。 敷地周辺の緑化に努める等周囲の道路からの遮へいに配慮すること。

行為	事項	景観形成基準
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採	遮へい	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地外からの出入口は、できる限り限定すること。 ・敷地周辺の緑化に努める等周囲の道路からの遮へいに配慮すること。
	事後の措置	<ul style="list-style-type: none"> ・長大な法面又は擁壁を生じないように配慮すること。ただし、やむを得ない場合には、次のことを工夫すること。 <ul style="list-style-type: none"> ①法面は、緑化可能な勾配とすること。 ②擁壁は、周辺の景観と調和した形態及び素材にすること。 ・行為を終了した箇所から速やかに自然植生と調和した緑化等により修景を行うこと。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な展望地及び道路等の公共用地から掘採又は採取の場所ができる限り見えないよう、掘採又は採取の方法を工夫すること。
都市計画法第4条第13号に規定する開発行為その他政令で定める行為及び土地の形質の変更	変更後の形状	<ul style="list-style-type: none"> ・長大な法面又は擁壁を生じないように配慮すること。ただし、やむを得ない場合には、次のことを工夫すること。 <ul style="list-style-type: none"> ①法面は、緑化可能な勾配とすること。 ②擁壁は、周辺の景観と調和した形態及び素材にすること。 ・行為終了後においては、土地の不整形な分割又は細分化は避けること。 ・敷地の区画を変更する場合は、200㎡以上を確保すること。 ・敷地の地盤高は、原則として前面道路から1.5m以下とすること。
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・行為を終了した箇所から速やかに自然植生と調和した緑化等により修景を行うこと。